



令和3年4月21日

長野市長 加藤久雄 様

長野市社会福祉審議会
委員長 寺田裕明



長野市放課後子ども総合プラン延長時間の利用者負担の
見直しについて (答申)

令和3年1月19日付け2福政第717号で諮問のありましたこの
ことについては、慎重に調査・審議した結果、当審議会の意見は、
別紙のとおりです。

長野市放課後子ども総合プラン延長時間の利用者負担の見直しについて

1 結論

- (1) 延長時間の料金体系は、1時間または30分と定める施設の延長時間による区分から、30分ごとの利用した時間による区分に見直す。
- (2) 延長時間の利用料金は、登録児童一人につき30分当たり月額500円に見直す。
- (3) 延長時間の料金体系の見直し及び利用料金の改定の時期は、令和4年の4月とする。

2 審議経過

本分科会では、長野市放課後子ども総合プランの延長時間の利用者負担の見直しについて、大きく4点に分けて審議を行った。上記の結論に至った審議経過は、次のとおりである。

(1) 延長時間の料金体系について

現在、放課後子ども総合プラン事業の延長時間の利用料金は、児童一人につき、30分延長を実施する施設では月額350円、1時間延長を実施する施設では月額700円と、施設ごとに利用者全てが一律の設定となっている。このため、1時間延長を実施する施設では、30分のみ利用する場合でも700円を負担する設定となる。

令和2年度時点で1時間延長を実施する施設は90施設中4施設のみであることから、市では保護者からの要望に応え、今後、延長時間を1時間とする施設の拡大を図るとしているが、現行の料金体系では、施設の延長時間を1時間とした場合、30分のみ利用を希望する利用者にとっては、負担が増すことになる。その結果、制度が利用しにくくなることを見込まれることや、負担の公平感の観点から、利用する時間に応じた30分単位の料金体系に見直すことが必要という考え方で一致した。

(2) 延長時間の利用料金の引上げについて

延長時間に係る運営コストは令和元年度決算ベースで一人30分当たり月

額2,112円であるが、現行の利用料金は月額350円となっている。この利用料金については、平成24年度に導入されて以降改定されておらず、コストとの乖離が大きくなっている。

引き続き延長時間のサービスを安定的に実施するとともに、延長時間の利用者と利用しない場合との負担の公平性を確保するという観点から、利用料金は引上げが必要という考え方で一致した。

(3) 延長時間の利用料金の金額について

長野市の「行政サービスの利用者の負担に関する基準」では、児童館の利用者負担割合は運営コストの50%とされており、このため、利用者が負担すべき利用料金は令和元年度決算ベースでの一人30分当たり月額運営コスト2,112円の50%に当たる1,056円となる。

一方、同基準では急激な負担増加とならないよう激変緩和措置が設けられており、適用した場合の引上げの上限額は、現行の負担割合の2分の1とされている。この場合、利用者が負担する利用料金は、現行の料金の2分の1である175円を引き上げた、月額525円が上限額となる。

延長時間の利用料金については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による現在の経済・社会状況と、放課後の児童の居場所という本事業の福祉サービスとしての面、さらに、利用者にとっての金額単位の分かりやすさという観点から、30分当たり月額500円とするのが適当とする意見があり、これを結論とした。

(4) 料金体系の見直し及び延長時間の利用料金の改定の時期について

延長時間の料金体系の見直し及び利用料金の改定の時期については、負担の不公平感の是正を考慮するならば早期に見直すべきであり、年度途中の令和3年10月とすべきであるとの意見があった。また、年度途中に利用料金の改定を行うことで、利用者がサービスの内容を考える機会にできるのではないかと意見もあった。

一方で、利用者へ料金改定を直接説明する施設現場では、利用者に対する十分な周知期間の確保や料金改定に伴う事務処理の混乱を避ける観点から、年度途中ではなく学年の切替え時が良いとの意見があった。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大による各家庭への経済的な影響が厳しい中で、年度内の利用料金の引上げは好ましくないとの意見もあった。

これらの意見を踏まえ議論した結果、学年の切替え時に当たる令和4年4月とすることが適当と総合的に判断した。

なお、その他として、放課後子ども総合プランの通常時間の利用料金については、平成30年度の利用者負担の導入後、既に3年が経過し、見直しの時期を迎えるところであるが、令和元年東日本台風災害の発生や新型コロナウイルス感染症の拡大による経済面への影響を考慮し、現時点では見直しの検討は行われていない。

サービスの充実に伴って利用料金を見直す場合には、そのサービスを確実に実施した上で引上げについて利用者の理解を求めるべきであるとの意見があったことから、十分に考慮されたい。